

令和 4 年 9 月 2 日
総務部職員厚生課

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

児童相談所業務手当の額を改定する必要があるため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

児童相談所（一時保護所を除く。）に勤務する職員が、児童福祉法第 12 条第 2 項に規定する業務を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給される児童相談所業務手当の額の上限額を 4 9 0 円から 9 5 0 円に改定する。

3 都区の動向

児童虐待防止対策の強化を図る観点から国は児童相談所職員の処遇改善を全国自治体に求めているが、東京都が令和 4 年 4 月 1 日付で特殊勤務手当の額を日額 2 0 0 円から 9 5 0 円に増額改定した。これを受ける形で、児童相談所における相談業務等に対する特殊勤務手当を制度化している区のいくつかは、令和 4 年 4 月 1 日に遡って手当額を日額 4 9 0 円から 9 5 0 円に改定する条例改正を行っており、他区においても同様の改正が検討されている。

4 新旧対照表

別添のとおり

5 施行予定日

公布の日（令和 4 年 4 月 1 日より適用）

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成9年10月3日条例第46号 (児童相談所業務手当)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>950円</u>を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日等</u>)</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。</u> (<u>児童相談所業務手当の内払</u>)</p> <p><u>3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。</u></p>	<p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成9年10月3日条例第46号 (児童相談所業務手当)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき<u>490円</u>を超えない範囲内において規則で定める。</p>